

研究倫理教育の受講及び誓約書ご提出のお願い

研究倫理教育責任者

鈴木 直子

公的研究費の研究活動にあたり、研究機関は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）の通知に基づき、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することが求められています。

つきましては、研究倫理教育として今年度は「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）を通読していただくことになりました。下記要領に従って通読してください。

なお、コンプライアンス教育と同様に研究機関として実施状況を把握致しますので「研究倫理教育に関する誓約書」の提出をお願い致します。

対象となる研究費

科学研究費助成事業等、文部科学省が所管する独立行政法人等から本学に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費。

研究倫理教育

別添の「科学の健全な発展のために」を通読してください。

その他次の方法でも PDF をダウンロードできます。

方法 1

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

方法 2

「科学の健全な発展のために」で検索

研究倫理教育に関する誓約書

本学ウェブサイトよりダウンロード。

ホーム→情報の公開→公的研究費の適正管理及び研究活動における不正行為への対応に関する取組み

<https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/researchfunding.php>

研究倫理教育に関する誓約書の提出時期

- ・ 4 月 23 日（水）
- ・ 研究期間中に分担者や補助作業者が発生した場合には、それらの者が業務を行う前に提出。
- ・ 研究代表者は、研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認して下さい。
- ・ 研究分担者は、研究倫理教育の受講等後に受講等をした旨を研究代表者に報告してください。

※ 複数年継続する場合は初年度に提出。

提出対象者

- ・ 採択された公的研究費の研究計画書等に研究代表者・研究分担者として氏名が記載されている者。
- ・ 研究協力者、補助事業者（含学生アルバイト）、事務職員等、本学に所属している研究に関わる全ての者。

※ 本学研究者が、他大学等の研究者が研究代表者である研究課題に研究分担者等として参加している場合も、誓約書の提出が必要となります。

誓約書の提出方法

研究者：研究代表者が当該研究課題に関わる構成員の分も取りまとめの後、期限までに総務・人事課へご提出ください。（他研究機関に所属している研究分担者は不要です）

職員：期限までに総務・人事課へご提出ください。